

指名停止等一覧表

期間：令和2年1月1日 ～ 令和2年3月31日

業者名	本社所在地	指名停止期間	当該事項 指名停止等措置要領	指名停止の理由
株式会社 別府土建	福岡県 朝倉市柿原310	自:令和2年1月14日 至:令和2年2月24日 6週間	「工事請負契約指名停止等措置要領」 別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準） 第13号 （建設業法違反行為） 13 当該部局が管轄する区域内において、建設業法（昭和24年 法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として 不相当であると認められるとき。	株式会社別府土建は、福岡県発注工事において、異なる下請契約額を記載した虚偽の施工体系図等を作成したため、建設業法第28条第1項第2号（指示及び営業の停止）に該当するとして、令和元年12月13日に福岡県知事より7日間の営業停止処分を受けた。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知：最終改正令和元年7月1日元林政政第170号）の別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。